

弁護士日記

クモ膜下出血死はなぜおきるのか？

美和 勇夫

クモ膜下出血の原因となる、動脈瘤とは、クモ膜の下の血管にできた図

のこぶ(瘤)のことである。

このこぶは、脳血管のわかれめ(分岐部)にできる。

N市大法医解剖(一方的)見解のように、すべてが、脳の底(脳底部ウリスリング)といわ



丸く狭い部分)だけに出るものではない。

こぶ(瘤)ができるのは自然の病気であって、四〇歳すぎが多いという

だけで若者にも出来る。突然の激的な痛みで病

院に運ばれ、出血の少ない者は、図のネットワーククリップの手術を受けて助かるが、手術のうまい

下手は当然に影響する。(か)つぎこまれた救急病院の脳外科のセンセイのうでにかかるとは多い。

〇〇〇〇

脳動脈瘤が出来ているかどうかは、大枚はたいて、脳ドックに入ってMRをとれば、ほとんどわかる。

しかし、クモ膜下の動脈瘤があったからといって、将来これが破裂してクモ膜下出血となる確率は数パーセントである。

(たんのうの中に胆石があっても発病して激痛におそわれる人は数パーセントと同じである。)

これらは、体の中にあつても、発病せず一生を終わるの方がだんぜん多い。

しかし、まことにやっかいかつ、こわい「不発

爆弾」である。

ところで内因性(病気の動脈瘤はなぜ破裂するのか?)

血管がもろくなっているのか、動脈の硬化があるのか……ふくらんでいる風船がはぜるようなもので原因はわからない。

いってみれば(今のところ)その人の「運命」のようなものである。

早い話、寝ていて血管になんのストレスもない時に破裂する人もあるのだから、別にパンチでなぐられなくとも、「風のそよぎ」でも……はぜる時にははぜる。

大酒をのんだり、動いたりするような血圧が上がることをすれば、破裂を促す原因とはなるうが……いずれこの人は、「は

ぜるべき星」のもとに生まれてきたとすると、パンチが原因だと決めつけて「傷害致死罪」の責任を認めるには問題があるう。

〇〇〇〇

法医学者というところをみればわかるが、医者とイ人と思われがちだが、内科のセンセイは外科を知らないし、まして脳外科、泌尿器、産婦人科……など専門的なことは、わかるうはずがない。

(医学分野は専門化して英語、数学、国語、物理科目のようにちがうのである。)

ところが法医学者は、頭のとっぺんから足の先まで、とうていすべての専門医学をきわめているはずもないのに「法医学鑑定」などといって、いか

にもわかったような、「医学鑑定書」を作成する。裁判所(オカミ)は権威に弱いからその法医学の見解を妄信し、勉強した弁護人の反論など受けつ

けはしない。(脳外科だけの専門法医学博士など存在しないに……)

マイクタイソンのような強力パンチをあたまにうければ、脳挫傷がおこって、クモ膜下の血管も切れることがあるうが、ただか、よっぽどのほほへのパンチで、健康人の血管がプチプチ切れていては、世の中、クモ膜下出血だらけのはずである。

裁判は真実を究明するものではない。「らしいもの」を勝たせているだけである。

(筆者は、多治見市上野町在住)